

## 全般的なご留意事項

- 本エクセルは、一般的な損害項目に関する一般的な計算方法をもとに作成されており、個別具体的な事案において本エクセルの計算方法が適正であることを保障するものではありません。
- 本エクセルは下記の計算方法をもとに作成されておりますので、本エクセルをご利用際には本マニュアルをご覧の上、事案の内容に応じて、適宜、本エクセルを加工してお使いください。
- 薄い黄色ハイライトがついているセルが数値等を入力するセルです。こちらに、データ等を入力してください。
- 特にハイライトがついていないセルには関数が入っておりますので、計算方法を変更する場合を除き、記入されている関数は変更しないようにしてください。

### 「損害額計算最終結果」のシート

- 死亡慰謝料、装具・器具費、家屋改造費、葬儀費用、賠償請求関係費用、及びその他人損については、特に計算用の関数は設けておりませんので、直接、このシートに損害額をご入力ください。
- 素因減額割合、損益相殺、被害者過失割合、相手方人損・物損は、存在しない場合には入力の必要はございません。
- 損益相殺については、過失相殺の前に考慮すべきものと、過失相殺後に考慮すべきもので、入力欄を分けております。
- 遅延損害金と弁護士費用については、本エクセルの対象外となっておりますので、ご留意ください。
- 備考欄は、計算結果に影響しませんので、自由にご利用ください。

### 「治療費\_通院交通費」のシート

- 治療費の表
  - 各病院の治療費を単純合計しています。
  - 相手方既払いの部分はご参考の数値です。
  - 「年」と「月」の部分は、計算結果には影響しませんので、必要な範囲でご入力ください。
  - 「病院名等」の部分は、治療費の計算結果には影響しませんが、この表に「病院名等」をご入力いただくと、通院交通費が自動で計算されるようになります。
- 通院交通費：
  - 「病院名等」と、「通院 1 回あたりの交通費」や「通院片道距離」をご入力いただくと、自動で算定されます。
    - ◇ 治療費の表が 40 行を超える場合には、関数の修正が必要です。
  - ガソリン代は、1 km 15 円で計算しています。

- 同じ病院等に公共交通機関で通院した日と自家用車で通院した日がある場合、元の関数では二重に計算されてしまいますので、「通院回数」を上書き入力してください。

#### 「慰謝料\_入院雑費」のシート

- 事故日、症状固定日、入院日数、実通院日数、使用する赤本の傷害慰謝料別表を入力することで、赤本に沿って、傷害慰謝料と入院雑費を計算します。
- 入院雑費は1日1500円で計算しています。
- 傷害慰謝料は、赤本の傷害慰謝料の別表に従って算定しています。入院月数又は通院月数が赤本に掲載された範囲を超えるときは、適切に算定されませんので、適宜、上書き入力してください。
- 別表2を選択した場合に、通院期間が実通院日数の3倍を超える場合には、実通院日数の3倍を基準に傷害慰謝料を算定しております。
- 後遺障害慰謝料は、各後遺障害等級についての赤本上の慰謝料相当額を算出しております。

#### 「休業損害」のシート

- このシートでは、休業損害を「実休業日数を用いる計算方法」、「入通院日数を用いる計算方法」、「労働能力喪失率を用いる計算方法」の3つの方法で算定できます。
  - 入通院日数を用いる計算方法については、主に家事従事者でのご活用を想定しております。
  - 労働能力喪失率を用いる計算方法については、家事従事者や事業所得者でのご活用を想定しております。
- 実休業日数を用いる計算方法
  - 給与所得者、事業所得者、会社役員の場合の3つのパターンの計算方法を用意しております。
  - 給与所得者の場合
    - ◇ 3か月の平均賃金の日額と休業日数をもとに休業損害を算定します。
    - ◇ 3か月の平均賃金の日額については、稼働日数基準又は暦日数基準を選択できます。
      - ✓ 稼働日数基準：賃金額を稼働日数で割って、平均賃金の日額を算出
      - ✓ 暦日数基準：賃金額を暦日数で割って、平均賃金の日額を算出
  - 事業所得者の場合
    - ◇ 基礎日額に休業日数を乗じた金額を原則的な休業損害とした上で、休業中の売上がある場合には、その期間の実収入等の控除や事故寄与率の設定が可能になっております。
    - ◇ 基礎日額は、「基礎年収、固定経費及び稼働実態がない専従者給与の合計

額」を「対象日数（デフォルトは 365 日）」で割って算定しています。

「対象日数」は「休業日数」ではございませんので、ご注意ください。

- ◇ 休業期間中に売上がある場合の実収入、固定経費及び専従者給与は、休業期間に売上がある場合のみ、ご入力ください。
- ◇ 事故寄与率は、デフォルトでは 100%に設定されております。事故寄与率を 100%より低く設定する場合は、上書き入力してください。
- ◇ 一部期間は完全休業、残りの期間は一部休業で、一部休業期間のみ事故寄与率を設定する場合のような複雑な計算方法には対応しておりません。そのような場合は、別途、休業損害を算定して、上書き入力してください。
- 会社役員の場合：「実際の減収額（1 か月あたり）」と「本来の報酬額（もとの報酬額）から利益配当部分を除いた金額」の小さい方の金額に、休業期間（月）を乗じて休業損害を計算しています。
- 入通院日数を用いる計算方法
  - 平均賃金は、採用する基礎年収を 365 日で割って計算しております。
  - 休業日数は、入院 1 日を 1 日、通院 1 日を 2 分の 1 日として算定しております。
  - 入院日数、実通院日数は、「慰謝料\_入院雑費」のシートから引用していますので、「慰謝料\_入院雑費」のシートの入力が終わっていないと、計算結果は表示されませんので、ご注意ください。
- 労働能力喪失率を用いる計算方法
  - 平均賃金は、採用する基礎年収を 365 日で割って計算しております。
  - 休業日数は、症状固定までの各期間の労働能力喪失率に基づいて算定しております。入院期間（労働能力喪失率 100%）以外は、自由記載になっておりますので、適宜、ご入力ください。

#### 「逸失利益」のシート

- 基礎賃金、労働能力喪失率（死亡逸失利益の場合は、生活費控除率）、性別、及び症状固定時の年齢等をご入力いただくと、自動で逸失利益を算定します。
- 労働能力喪失期間について
  - ライプニッツ係数の中間利息控除の利率は、3%又は 5%をお選びください。
  - 原則として症状固定時の年齢から 67 歳までの期間としており、被害者が高齢の方などで、「症状固定時の年齢から 67 歳までの期間」が平均余命の半分より短い場合は、平均余命の半分を採用しております。なお、平均余命の半分の端数処理については、「切り下げ」「四捨五入」「切り上げ」の中から選択が可能です。
  - 被害者が年少で、未就労の場合には、「年少者の就労期間控除」欄に「控除あり」と入力した上で、就労の始期となる年齢をご入力ください。
  - 頸椎捻挫等、被害者の年齢とは関係なく、労働能力喪失期間が制限される場合には、「喪失期間」のセルを上書き入力してください。

- 現在の version では、ライブニッツ係数は、法定利率を年 5%としたものを用いております。

#### 「付添看護費」のシート

- デフォルトでは、入院付添看護費が 1 日 6500 円、通院付添看護費が 1 日 3300 円に設定されております。他の単価を用いる場合には上書き入力してください。
- 入院日数、実通院日数は、「慰謝料\_入院雑費」のシートから引用していますので、「慰謝料\_入院雑費」のシートの入力が終わっていないと、計算結果は表示されませんので、ご注意ください。
- なお、「慰謝料\_入院雑費」のシート上の日数とは異なる日数を使う場合は、上書き入力してください。
- 「看護費の認定」を「認定する」にした項目のみが計算されます。

#### 「将来介護費」のシート

- 家族看護、職業付添人の 1 か月あたりの介護料と介護期間（年数）を入力すると、自動で将来介護費を算定します。
- ライブニッツ係数の中間利息控除の利率は、3%又は 5%をお選びください。
- 介護期間の途中で職業付添人の人数が増える等の複雑な計算には対応しておりませんので、そのような場合には、将来介護費は別途ご算定の上、上書き入力してください。

#### 「物損」のシート

- 当該交通事故による物損として評価する損害額を入力してください。
- 各物損の金額を単純合計しております。